

決議案第 2 号

横山強議員に対する辞職勧告決議

上記決議案を別紙のとおり三豊市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

提出者 三豊市議会議員 詫間 政司

賛成者 三豊市議会議員 田中 達也

賛成者 三豊市議会議員 浜口 恭行

賛成者 三豊市議会議員 為広 員史

賛成者 三豊市議会議員 込山 文吉

賛成者 三豊市議会議員 石井 勢三

横山強議員に対する辞職勧告決議

議員は市民の代表として、高い倫理観と強い規範意識を備え、常に公正・誠実な姿勢で議員活動に臨み、議員一人一人にはその職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。

議員の言動及び行動は市民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

令和7年9月17日、三豊市長から三豊市議会議長に対し「市議会議員による職員へのハラスメント行為について（申入れ）」があったことについて、外部有識者により構成された第三者委員会の調査において、当該行為はパワーハラスメントに該当するとの報告がなされ、三豊市議会としてもその判断を厳粛に受け止めるものである。

しかしながら、第三者委員会意見書が公表された後、また、令和7年12月10日に開催された三豊市議会議員政治倫理委員会における弁明の機会においても、当該事案に対し、執行部及び三豊市議会に対する謝意の表明がなく、意見書で示された指摘を認める態度も示されておらず、反省及び改善に向けた姿勢も見受けられないものであった。

この状況も踏まえ、三豊市議会では、令和7年12月15日に開催された三豊市議会議員政治倫理委員会で議長に対し報告がなされた「審査結果報告書」に基づき、横山強議員が行った言動や行動について、「三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号（市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。）」に違反し、議会全体の品位を損ね、市民の信頼を著しく失墜させる行為であると判断した。

よって三豊市議会は、横山強議員に対し、議員としての責務と道義的責任を深く自覚し、自ら議席を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和7年12月17日

三豊市議会